

持続可能な貸付勧告の対象国に係る引受方針

2026年7月24日
株式会社日本貿易保険 作成

対象保険種

(個別)貿易一般保険個別保険、貿易代金貸付保険個別保険、輸出手形保険、信用状確認保険、海外事業資金貸付保険
(包括)貿易一般保険包括保険(鋼材、設備財、企業総合、技術提供契約等)、貿易代金貸付保険包括保険

持続可能な貸付勧告の対象国

(債務上限に係る制限が国際通貨基金(IMF)又は世界銀行(世銀)により課されている低所得国)

1. ゼロリミット国		2. ノンゼロリミット国		3. その他制限国	
国コード	国名	国コード	国名	国コード	国名
126	モルディブ	121	ラオス	120	カンボジア
145	シリア	127	バングラデシュ	122	ミャンマー
149	イエメン	131	ネパール	128	東ティモール
322	ハイチ	155	タジキスタン	130	アフガニスタン
329	グレナダ	333	ドミニカ	132	ブータン
510	セネガル	336	セントビンセント・グレナディーン諸島	152	ウズベキスタン
511	ガンビア	509	モーリタニア	154	キルギス
512	ギニアビサウ	515	リベリア	248	コソボ
514	シエラレオネ	516	コートジボワール	307	ホンジュラス
522	カーボベルデ	517	ガーナ	310	ニカラグア
525	ニジェール	518	トーゴ	330	セントルシア
528	チャド	521	ブルキナファソ	403	ガイアナ
529	中央アフリカ共和国	527	カメルーン	507	スーダン
532	コンゴ共和国	533	コンゴ民主共和国	513	ギニア
534	ブルンジ	541	ケニア	519	ベナン
536	サントメ・プリンシペ	543	タンザニア	520	マリ
538	エチオピア	546	マダガスカル	526	ルワンダ
539	ジブチ	602	パプアニューギニア	542	ウガンダ
540	ソマリア			549	ジンバブエ
545	モザンビーク			552	レソト
553	マラウイ			559	エリトリア
554	ザンビア				
558	コモロ				
560	南スーダン共和国				
610	サモア独立国				
611	バヌアツ				
614	トンガ				
615	キリバス				
624	ツバル				
625	マーシャル諸島				
626	ミクロネシア				

赤字：より厳格な制限への変更
青字：より緩やかな制限への変更

変更実施日：(個別) 2026年7月27日 (包括) 2026年7月31日
(2026年6月9日付の"List of lower income countries"に基づく。)

- ・国別の引受方針の詳細は、<https://www.nexi.go.jp/cover/> をご参照ください。
- ・持続可能な貸付勧告及びNEXIの取組の内容詳細については、<https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html> をご参照ください。(以下概略)

対象案件

- ・起算点から決済期限又は償還期限までの期間が1年以上である公的セクター向け案件

対象案件に係る引受方針

- 1. ゼロリミット国**(非譲許的借入が認められていない国):
対象案件については引受を行いません。
- 2. ノンゼロリミット国**(非譲許的借入の上限が設定されている国):
案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合は、1百万SDR以上)の引受については、内諾(輸出手形保険に関しては事前承認。以下、「内諾等」という。)が必要になります。
なお、案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合、1百万SDR以上)の場合、当該案件及び関連支出がDLP及びSDFPに沿っている旨の保証(assurance)を借入国の適切な政府機関(財務省や中央銀行等)からできる限り取得いただくことが必要になります。ただし、支払人(借入人)又は保証人が、財務省又は中央銀行となる場合については、保証が取得されているものとみなします。
- 3. その他制限国**(非譲許的借入の上限が設定されていない国):
案件規模が5百万SDR以上(国民所得が10億ドル未満の国の場合は、1百万SDR以上)の引受については、内諾等が必要になります。